

訪問看護ステーション 感染対策指針

事業所名：在宅看護センターeN 環

制定日：2024年3月31日

改訂日：2025年8月10日

訪問看護ステーション感染対策指針

1. 目的

本指針は、訪問看護業務における利用者および職員の感染防止を図り、安全で質の高い在宅療養支援を提供することを目的とする。感染症発生時に適切に対応できる体制を整備する。

2. 適用範囲

本指針は、当ステーションに勤務する全ての職員（看護師、リハビリ職、事務職等）および協力業者に適用する。

3. 基本方針

- 標準予防策（Standard Precautions）の徹底
- 感染経路別予防策（接触・飛沫・空気感染）の必要に応じた実施
- 職員の健康管理およびワクチン接種の推進
- 利用者・家族への感染予防教育の実施
- 感染症発生時の迅速な報告・連絡・相談体制の整備

4. 標準予防策

- 手指衛生（石けんと流水、またはアルコール手指消毒剤）を訪問時・処置前後に徹底
- 個人防護具（マスク、手袋、エプロン等）の適切な使用
- 鋭利物（注射針等）の安全な取り扱いと廃棄
- リネン類、廃棄物の適正な処理

5. 感染経路別予防策

- 接触感染**（MRSA、ノロウイルス等）：手袋、エプロン着用、環境消毒
- 飛沫感染**（インフルエンザ、新型コロナウイルス等）：サージカルマスク着用、換気指導
- 空気感染**（結核等）：N95マスク着用、訪問調整（医師と相談）

6. 利用者・家族への指導

- 手洗い、咳エチケット、清潔な環境保持の重要性を説明
- 感染症流行期には予防策を強化
- 感染症が疑われる場合は速やかに報告を依頼

7. 職員の健康管理

- 出勤前の体温・体調チェック
- ワクチン接種（インフルエンザ、肝炎、COVID-19等）
- 感染症罹患時は出勤制限を行い、復職基準を明確化

8. 環境整備

- 訪問バッグ内の物品清潔管理（消毒の徹底、汚染物品の分離）
 - 車両・事務所内の清掃、換気、消毒の徹底
-

9. 感染発生時の対応

- 感染が疑われる場合は速やかに管理者へ報告
 - 医師・保健所との連携を図る
 - ステーション内での情報共有と対応策の徹底
 - 必要に応じて訪問制限、訪問順序の調整
-

10. 教育・研修

- 年1回以上、全職員対象の感染対策研修を実施
 - 新任職員に対する感染対策オリエンテーションを実施
 - 研修内容と出席記録を保存
-

11. 指針の見直し

- 年1回以上、感染対策委員会または管理者主導で見直しを行う
- 法令・行政指導・感染症流行状況に応じて随時改訂する